

報道関係各位

件 名 第51回衆議院議員総選挙における投票用紙の二重交付について

1 趣旨

令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票において、下記のとおり衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙の二重交付があったと考えられる事案が発生しましたので、お知らせします。

2 概要

(1) 発生日 令和8年2月2日（月曜日）

(2) 発生場所 飯能市大字双柳1番地の1
飯能市役所本庁舎別館2階 期日前投票所

(3) 事案の概要

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所において、衆議院比例代表選出議員選挙の投票者数と投票用紙の交付枚数に1枚の差があることが確認されました。

当該案件は、1月中に衆議院小選挙区選出議員選挙、比例代表選出議員選挙の期日前投票を行った選挙人が、2月2日に最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票を行う際に、国民審査の投票用紙とともに比例代表選出議員選挙の投票用紙もあわせて交付してしまった可能性が高いものです。

(4) 対 応

投票箱に投票された票は特定できないため、正しく記載されていれば有効票として取り扱います。

今後、このような事態が再発することがないように、事務手順を徹底するとともに、選挙の公正な執行に向け、事務に従事する職員に注意喚起を行ってまいります。

担当者 選挙管理委員会
書記長 利根川
連絡先 Tel042-973-2111
(内線 340)